

社会福祉法人わかくさ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかくさ会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 (交通費)
理事会出席報酬等 (オンライン含む)	10,000円	上限6,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 (交通費)
評議員会出席報酬等	10,000円	上限6,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 (交通費)
評議員選任・解任 委員会出席報酬等	5,000円	上限6,000円

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務担当理事及び理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことが

できる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 5 条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿 泊 費	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	4,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 7 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日より適用する。

この規程は、令和 6 年 6 月 17 日より改定する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等（月額）	1 5 0，0 0 0 円	出勤日の交通 費実費	
業務担当理事・理事業務報酬等（日額）	1 0，0 0 0 円	出勤日の交通 費実費(上限 6，0 0 0 円)	
監事監査指導報酬等（日額）	1 5，0 0 0 円	出勤日の交通 費実費(上限 6，0 0 0 円)	
入札立会（日額）	5，0 0 0 円	出勤日の交通 費実費(上限 6，0 0 0 円)	